# 国際関連情報 IFRS 財団及び IASB 情報

# IASB 公開草案「会計方針の変更」 (IAS 第 8 号の修正案)の解説

はうがく みつはる ASBJ 専門研究員 **豊岳 光晴** 

## I. はじめに

国際会計基準審議会(IASB)は、2018年3月27日に、公開草案「会計方針の変更」(IAS第8号の修正案)(コメント期限:2018年7月27日)(以下「本公開草案」という。)を公表している。本稿では、本公開草案が公表された背景及び概要について解説する。なお、本文の意見にわたる部分は、筆者の私見であることを申し添えておく。

#### Ⅱ. 本公開草案の背景

IAS 第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」を適用する場合、企業が会計方針を変更するのは、その変更がIFRS 基準で要求されているか又は財務諸表の利用者に提供される情報の有用性の改善となる場合のみである。

企業が会計方針の任意の変更を行う一般的な理由の1つに、IFRS解釈指針委員会(IFRS-IC)が公表するアジェンダ決定に含まれる説明資料の反映が挙げられる。アジェンダ決定に説明資料を含める目的は、IFRS基準の適用における首尾一貫性を促進することにあるが、アジェンダ決定には強制力はなく、したがって、

アジェンダ決定により生じる会計方針の変更は IFRS 基準で要求されたものではない。

そのため、アジェンダ決定により生じる会計 方針の変更は会計方針の任意の変更となり、実 務上不可能である場合を除き遡及適用すること が必要となるため、状況によっては変更を行う ことが困難な場合がある。

IASBは、アジェンダ決定により生じる会計方針の任意の変更を促進するため、変更の遡及適用の閾値を下げるように IAS 第8号の修正を提案した。提案している閾値には、新しい会計方針を遡及適用することで期待される財務諸表利用者への便益と、企業が遡及適用の影響を算定することのコストの考慮が含まれる。

#### Ⅲ. 本公開草案の概要

1. アジェンダ決定により生じる会計方針の変 更

#### (提案の内容)

本公開草案では、アジェンダ決定により生じた会計方針の変更について、次の提案がなされている。

(1) IAS 第8号においてアジェンダ決定を定義 した上で、アジェンダ決定により生じた会計 方針の変更について、実務上不可能である範



囲に加えて、企業にとっての当該変更の期間 固有の影響又は累積的影響のいずれかの算定 のコストが、利用者への便益を上回る範囲に ついても、遡及適用の範囲から除くこと。

- (2) 企業にとっての当該変更の期間固有の影響 又は累積的影響のいずれかの算定コストが、 利用者への予想される便益を上回る範囲につ いては、次のとおり取り扱うこと(実務上不 可能な範囲の取扱いに準じた取扱いが提案さ れている)。
  - ① 比較情報について会計方針を変更する場 合の期間固有の影響の算定コストが予想さ れる便益を上回る場合、予想される便益が 算定コストを上回る最も古い期間の期首の 資産や負債の帳簿価額に対し新しい会計方 針を適用し、当該期間について影響を受け る資本の各内訳項目の期首残高に対し、対 応する修正を行う。
  - ② 新しい会計方針をすべての過去の期間に 適用することの累積的影響の算定コストが 予想される便益を上回る場合、予想される 便益が算定コストを上回る最も古い日から 将来に向かって新しい会計方針を適用 する。

#### (提案の理由)

IFRS-IC は、基準の適用における首尾一貫 性の増大を促進するために、アジェンダ決定に 説明資料を含めている。そのため、企業は、そ の説明資料を反映するために会計方針を変更す るか又は変更することを期待される可能性があ る。しかしながら、アジェンダ決定には強制力 がないので、アジェンダ決定により生じる変更 は IFRS 基準によって要求される変更では ない。

アジェンダ決定には強制力がないため、 IASB も IFRS-IC も、アジェンダ決定により 生じる会計方針の変更についての経過措置を定 めていない。これは、次の理由により、状況に よっては問題を生じる可能性がある。

- (1) 会計方針の任意の変更の遡及適用による財 務諸表利用者への予想される便益が、企業に とっての当該変更の影響の算定のコストを上 回らない可能性がある(変更により財務諸表 が全体としてより有用な情報を提供すること となる可能性があるとしても)。
- (2) アジェンダ決定の中の説明資料は、公表時 に直ちに発効していると見られる可能性があ る。IFRS-IC はすでに発効している IFRS 基 準の適用を扱うことが多いからである。しか し、企業は遡及適用の影響を算定するために 必要な情報を入手することに困難を感じる場 合がある(特に、企業の期中報告日又は年次 報告日がアジェンダ決定の公表日に近い場 合)。

このような問題点により、企業が、会計方針 の変更を行うことや、IFRS-IC に検討を求め るための質問を提出することを思いとどまる可 能性がある。さらに、IFRS-ICが、IFRS 基準 における諸原則及び要求事項の見直しのためで はなく、移行に関する懸念だけのために、基準 設定を行うことを提言することがあり得る。

IASB は、前述の問題点の主要な原因の1つ が、IAS 第8号が遡及適用以外の方法に実務上 不可能<sup>1</sup>という高い閾値を設定していることで あると考えた。IASB 又は IFRS-IC が新しい 要求事項を開発する際には、経過措置について 検討し、主としてコストと便益の理由により、 遡及適用の一部の局面について企業に救済措置 を提供することが多いが、この同じ救済措置

<sup>1</sup> IAS第8号第5項 抜粋

企業がある要求事項を適用するためにあらゆる合理的な努力を払った後にも、適用することができない場合に は、その要求事項の適用は実務上不可能である。

が、会計方針を任意に変更する企業には利用できない。

IASBは、アジェンダ決定により生じる会計方針の任意の変更について、実務上不可能の閾値を企業固有のコストと便益の考慮に基づく閾値に引き下げることは、企業が財務諸表利用者に提供される情報の有用性を改善する会計方針の任意の変更を行うことを容易にする可能性があり、また、IFRS-ICがアジェンダ決定に説明資料を含める際の目的に沿って、IFRS基準の適用における首尾一貫性を促進することにもつながると考え、本公開草案の提案を行った。

#### 2. 提案された閾値

#### (提案の内容)

本公開草案では、アジェンダ決定により生じる会計方針の変更に関する遡及適用に関して、利用者への予想される便益と企業が遡及適用の影響を算定するコストを考慮する閾値が提案されており、提案された閾値に関するガイダンスが示されている。

利用者への予想される便益に関するガイダンスとして、本公開草案では、企業は、新しい会計方針を遡及適用することによって提供される情報がなかったとすれば、企業の財務諸表に基づいて利用者が行う意思決定にどのように影響を与える可能性があるのかを検討することとされている。その際の考慮要因として、次のものが例示されている。

- (1) 変更の性質ー会計方針の変更の影響がその 性質により重大であればあるほど、利用者の 意思決定が、企業が当該変更を遡及適用しな いことによって影響を受ける可能性が大きく なる。
- (2) 変更の大きさ一企業の財政状態、財務業績 又はキャッシュ・フローの報告に対して会計 方針の変更の影響が重大であればあるほど、 利用者の意思決定が、企業が当該変更を遡及

- 適用しないことによって影響を受ける可能性 が大きくなる。
- (3) 財務諸表全体にわたる変更の広がり一企業の財務諸表全体にわたっての会計方針の影響の広がりが大きいほど、利用者の意思決定が、企業が当該変更を遡及適用しないことによって影響を受ける可能性が大きくなる。
- (4) 変更が趨勢情報に与える影響ー会計方針の 変更が趨勢分析に使用される情報に与える影 響が重大であればあるほど、利用者の意思決 定が、企業が当該変更を遡及適用しないこと によって影響を受ける可能性が大きくなる。
- (5) 遡及適用からの乖離の程度一遡及適用からの企業の乖離が大きいほど、利用者の意思決定が、企業が当該変更を遡及適用しないことによって影響を受ける可能性が大きくなる。企業にとっての遡及適用の影響の算定コストのガイダンスとして、本公開草案では、企業は、変更の期間固有の影響又は累積的影響を算定するために生じると合理的に予想する追加的な労力を考慮することとされており、すでに生じたコストを上回るコスト及びすでに行った労力を上回る労力を考慮することとされている。その際の考慮要因として、次のものが例示されている。
- (1) 新しい会計方針を遡及適用すること、及び /又は過年度情報を修正再表示することのために必要な情報が、過大なコスト及び労力を 掛けずに合理的に入手可能かどうか。新しい会計方針を遡及適用するために必要な情報を 企業がすでに有しているか又は多大な追加的なコスト及び労力を掛けずに入手若しくは作成できる場合には、利用者への予想される遡 及適用の便益は、企業にとっての変更の影響の算定のコストを上回る可能性が高い。
- (2) 遡及適用からの乖離の程度。遡及適用からの企業の乖離の程度が大きいほど、企業に



とっての遡及適用の影響の算定のコストが変 更の遡及適用による利用者への予想される便 益を上回るかどうかを評価するために企業が 行わなければならない分析の範囲が大きく なる。

なお、本公開草案では、予想される便益が算 定コストを上回るかどうかの評価については、 「企業は、利用者への予想される便益が企業に とっての変更の影響の算定のコストを上回るか どうかを評価する際に、判断を適用する。企業 はこの評価を、すべての関連性のある事実及び 状況を考慮して行うしこととされている。

# (提案の理由―閾値の適用範囲)

IASB は、提案している閾値をすべての会計 方針の任意の変更に適用すべきか、アジェンダ 決定により生じる変更のみに適用すべきかを検 討した。

- 一部の IASB ボードメンバーは次の理由か ら、提案している閾値をすべての会計方針の任 意の変更に適用することを提案した。
- (1) 提案している閾値をすべての会計方針の任 意の変更に適用することにより、企業が財務 諸表利用者に提供される情報の有用性を改善 する会計方針を自発的に適用することが容易 になる。
- (2) 提案している閾値の適用をアジェンダ決定 により生じる会計方針の任意の変更のみに狭 めると、アジェンダ決定により生じる会計方 針の任意の変更と、他の会計方針の任意の変 更との間に、恣意的な区別と見られるである うものを作り出す可能性がある。
- (3) 提案している閾値の適用をアジェンダ決定 により生じる会計方針の任意の変更のみに狭 めると、アジェンダ決定に権威ある位置付け を与えたものと見られる可能性がある。

しかしながら、IASB は次の理由から、提案 している閾値をアジェンダ決定により生じる会 計方針の任意の変更に限定して適用することを 提案した。

- (1) 提案している閾値をすべての会計方針の任 意の変更に広げて適用する場合、企業間の比 較可能性の喪失や財務諸表利用者のための情 報の喪失が生じるおそれがある。
- (2) アジェンダ決定により生じる会計方針の任 意の変更と他の任意の変更との間に作り出さ れる区別は、アジェンダ決定の開発及び公表 のプロセスを考えれば、恣意的ではないと考 えられる。
- (3) 今回の提案は、アジェンダ決定の強制力の ない位置付けを変更することにはならない。 むしろ、単にアジェンダ決定を会計方針の任 意の変更の源泉として識別することになると 考えられる。

#### (提案の理由-閾値の内容)

IASBは、新たな閾値について、企業にとっ ての溯及適用の影響の算定のコストのみの考慮 を含めるべきか、それとも、財務諸表利用者へ の予想される便益の考慮も含めるべきかを検討 した。一部の IASB ボードメンバーは、企業が 予想される便益を利用者の視点から評価するこ とがどのくらい実務的となり得るのかについ て、疑問を抱いていた。これらの IASB ボード メンバーは、一般的に、新しい要求事項の遡及 適用の免除を設ける場合には、予想される便益 とコストを評価するのは、企業自身ではなく、 IASB 又は IFRS-IC であると指摘した。

IASBは、次の理由から、財務諸表利用者へ の予想される便益の考慮を、企業にとってのコ ストとともに含めることを提案している。

(1) 近年公表された IFRS 基準又は修正された IFRS 基準のほとんどすべてにおいて、遡及 適用の免除を設けるかどうかの検討の際の主 な考慮事項は財務諸表利用者への予想される 便益であった。したがって、IASB は、利用

者への予想される便益を考慮することを新たな閾値の一部とすべきであると決定した。

- (2) 予想される便益とコストを評価することを 企業に要求するのは、全く新しいことではな い。他の IFRS 基準がすでに便益とコスト又 は他の類似した閾値に基づく要求事項を含ん でいる。例えば、予想信用損失減損モデルを 適用するにあたり、IFRS 第9号「金融商品」 は、過大なコストや労力を掛けずに利用可能 なすべての合理的で裏付け可能な情報を考慮 することを企業に要求している。
- (3) 財務報告に関する意思決定を行う際に利用 者の視点を考慮することは、企業にとって新 しいことではない。例えば、企業は重要性を 評価する際に利用者の視点を考慮する。
- (4) 財務諸表利用者への予想される便益と企業にとってのコストの評価は、具体的な事実及び状況に応じた判断を必要とする。しかし、判断を適用することは、原則ベースの枠組みの不可欠の一部であり、それ自体は、不整合な適用や不適切な会計処理につながるものではない。

IASBは、企業が遡及適用の影響の算定のコストを評価する際に考慮するコストと労力を記述するために「追加的な」という用語を使用している。これは、新たな閾値を評価するにあたり、企業はすでに生じているコストやすでに行った労力を考慮すべきではないと結論を下したからである。この評価の焦点は、生じるか又は行うと企業が予想する追加的なコスト及び労力に置かれており、これは遡及適用の影響を算定するために必要な情報を入手するために要求されるコストと労力の全体とは異なる可能性がある。

3. IASB が検討したその他の事項(検討の結果、修正を提案しなかった項目)

(アジェンダ決定により生じる変更の適用)

IASB は、アジェンダ決定により生じる会計

方針の任意の変更のみに適用される修正を提案するにあたり、アジェンダ決定により生じる変更が過年度の誤謬の訂正なのか、任意の会計方針の変更なのか、会計上の見積りの変更なのかを判定する助けとするためのガイダンスを提供すべきかどうかを検討した。IASBは、IAS第8号はアジェンダ決定により生じる変更の性質を判定するための枠組みを提供しているので、修正は必要ないと結論を下した。

IASBは、アジェンダ決定の中の情報が、有用で情報価値がある説得力のある新情報を提供する場合があることに留意した。IFRS-ICに提出された事項は、一般的に複雑な性質のものであり、企業が異なる報告方法を適用する結果を生じさせている。IFRS-ICは当該事項に関するリサーチ、分析及び議論を経て暫定的なアジェンダ決定を公表し、それからアジェンダ決定を最終確定する前に、受け取ったコメントを検討する。このプロセスは、それ以外では入手可能ではなく他の方法では入手していると合理的に予想し得なかった情報を提供していることが多い。

そのため、IASBは、過年度の誤謬の定義を修正することも、その定義の適用方法に関する指針を提供することも提案していない。IASBは、アジェンダ決定により生じる変更の性質を評価するのに判断を要する可能性があることは認識しているものの、IAS第8号の要求事項はその判断を行うための適切な基礎を提供していると判断している。また、IASBは、変更の性質が企業ごとに異なる可能性が高いため、アジェンダ決定により生じるすべての変更を、誤認の訂正、会計方針の任意の変更、又は会計上の見積りの変更として性格付けることは、不適切であろうことにも留意した。



# (アジェンダ決定により生じる変更の適用の時 期)

アジェンダ決定の中の説明資料によって提供 された新情報は、公表時に直ちに発効している ものと見られる可能性があり、企業は、状況に よっては、この新情報を反映するために会計処 理を変更することに困難を感じる可能性があ る。そのため、IASBは、企業がアジェンダ決 定により生じる会計方針の変更をどの時点で適 用するのかを扱うかどうか、また、どのように 扱うのかを検討した。IASB は、アジェンダ決 定には強制力がなく、それにより生じる会計方 針の変更は IFRS 基準によって要求されている 変更ではないため、この問題を扱うための明ら かな方法はないことに留意した。そのため、 IASB が任意の変更の時期を扱うことは困難で ある。

IASB は、アジェンダ決定により生じる会計 方針の任意の変更の適用を、翌事業年度(すな わち、アジェンダ決定の公表後に開始する最初 の事業年度) の期首からのみ要求するように IAS 第8号を修正することを検討した。一部の IASB ボードメンバーはこのアプローチを支持 した。アジェンダ決定により生じる会計方針の 変更を導入するための若干の時間を企業に与え ることになるからである。しかし、このアプ ローチは、企業がこのような変更を翌事業年度 の前に適用することを妨げることにもなる。

前項に記載したアプローチの変型は、このよ うな任意の変更の適用を翌事業年度の期首まで には要求するというものであり、変更の適用を アジェンダ決定の公表目から認めることにな る。しかし、このアプローチは、例えば、国内 の規制により、変更を直ちに適用することを期 待される企業が直面する困難を解決しない可能 性がある。

IASB は、アジェンダ決定により生じる会計 方針の変更を企業がどの時点で適用するのかを

扱うように IAS 第8号を修正することは提案 しないと決定した。その代わりに、IASB は、 結論の根拠において、このような変更の導入に 関する見解を、アジェンダ決定により生じる変 更を企業が適用するのを助ける手段として示す ことを決定した。当該決定を踏まえ、次の事項 が結論の根拠に記載されている。

BC22 当審議会は、当審議会が新しい要求事 項を開発するか又は既存の要求事項を修正す る際に、「デュー・プロセス・ハンドブッ ク|が、IFRS 基準を適用する企業に新規又 は修正後の要求事項の準備をするための十分 な時間があるかどうかを考慮することを要求 していることに着目した。同様に、企業が会 計方針を任意に変更する際には、一般的に新 しい方針の準備をするための十分な時間を持 つように計画するであろう。したがって、当 審議会の考えでは、企業はアジェンダ決定に より生じる会計方針の変更についても同様に 準備のための十分な時間を与えられるべきで ある。変更を導入するための「十分な時間」 とはどのようなものなのかを決定すること は、判断が必要となり、変更の性質に左右さ れる。しかし、当審議会の見解では、企業が アジェンダ決定により生じる会計方針の変更 を当該アジェンダ決定の公表後直ちに適用す ることを期待するのは一般的には不合理であ ろう。例えば、具体的な事実及び状況にもよ るが、事業年度が12月31日に終了する企業 に、当該年度の期中財務報告書において、同 年の6月に公表されたアジェンダ決定により 生じる変更を適用することを期待するのは一 般的には不合理であろう。

#### 4. 経過措置及び発効日

IASB は、企業が本公開草案の修正を、修正 の発効日以後に行われる変更に適用することを 提案している。IASBは、その日よりも前に行 われた会計方針の変更の会計処理を変更するこ とを企業に認める理由も要求する理由もないと 結論を下した。

# Ⅳ. 本公開草案における質問事項

本公開草案では、次の質問がされている。

- (1) IASB は、IFRS-IC が公表したアジェンダ 決定により生じる会計方針の任意の変更につ いて、新しい閾値を導入するために IAS 第 8 号を修正することを提案している。提案して いる閾値には、新しい会計方針を遡及適用す ることで期待される財務諸表利用者への便益 と、企業が遡及適用の影響を算定することの コストの考慮が含まれる。当該提案に同意す るか。
- (2) IASB は、IFRS-IC が公表したアジェンダ 決定により生じる会計方針の変更の適用時期 を扱うための IAS 第8号の修正はしないこ とを決定した。修正案に関する結論の根拠の BC18 項から BC22 項は、この点に関しての IASB の検討事項を示している。

BC18 項から BC22 項に示した説明が、アジェンダ決定により生じる会計方針の変更を企業が適用するのに役立つと考えるか。

## V. おわりに

当委員会は、本公開草案の提案内容について 検討した上で、本公開草案に対して意見発信を 行う予定である。